

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
株式会社総合技術コンサルタント(東京都江東区亀戸7-6-4)[1000017399]
2. 資格登録停止措置の期間
令和8年7月29日 ～ 令和8年8月28日(1ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域2 東京支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該資格登録者は「中央自動車道(特定更新等)城山川第一橋他1橋床版取替基本設計」(東京支社発注)において、受注者の責めに帰すべき事由により履行遅滞を生じさせ、履行期間内に調査等を完了させなかった。
5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記事業者が、受注者の責めに帰すべき事由により履行遅滞を生じさせ、履行期間内に調査等を完了させなかったことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第4号(契約違反)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、会社の発注に係る工事・調査等の施工に当たり、契約に違反し、工事・調査等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)